



平成30年7月

豪雨災害

呉市災害記録誌

広島県 呉市

発刊にあたって

呉市長 新原 芳明



呉市では、平成30年7月5日から8日にかけて降り続いた記録的な豪雨により、市内各所において土砂災害や河川の氾濫などが発生し、災害関連死を含め29名（令和2年3月31日時点）もの尊い命が失われるとともに、3,000件を超える家屋被害により、多くの市民の皆様が長期間、ご自宅を離れられ、避難所や応急仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされました。

ここに改めまして、犠牲になられました方々に哀悼の意を表しますとともに、被害にあわれました多くの皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

また、災害発生直後から、自衛隊や警察、国土交通省をはじめとする関係機関の皆様や多くのボランティアの方々、国、県、他自治体からの応援職員の皆様の災害対応へのご協力、そして、市内はもとより全国各地から寄附金や支援物資など多くのご支援を賜り、改めまして心より感謝申し上げます。

呉市では、豪雨災害からの一日も早い復旧・復興に向け、平成31年3月に「呉市復興計画」を、令和元年9月には、特に甚大な被害を受けた天応・安浦地区における復旧・復興に必要な施策などを取りまとめた「呉市復興計画（地区計画）」を策定しました。

この復興計画に基づき、引き続き、国や県、関係機関などの皆様のご協力をいただきながら、市役所・市民・関係者が一丸となって、ハードとソフト両面の施策を計画的に推進し、豪雨災害からの着実で力強い復興の実現に取り組んでおります。

近年、全国各地で自然災害が発生し、多くの人命や財産が失われています。

そして、近い将来、南海トラフ巨大地震の発生や、地球温暖化による気候変動に伴う台風や集中豪雨の増加なども危惧されています。

こうした中、呉市を襲った豪雨災害の記憶を風化させることなく未来へ継承し、災害の教訓として活かしていくため、被害の状況やその際の災害対応など、当時の状況を整理し、災害の記録として取りまとめました。

この災害記録誌の発刊により、豪雨災害から得られた教訓や課題などが市民の皆様に広く活用され、将来にわたる防災・減災対策の一助となることを願いまして、発刊の挨拶とさせていただきます。

発刊にあたって

第1章

気象の概要と 被害の状況

1 気象の概要	2
(1) 豪雨発生メカニズム	2
(2) 降雨量の推移	2
2 被害の状況	5
(1) 人的被害	5
(2) 住家等の建物被害	6
(3) 土木施設等の被害	22
(4) 公共施設等の被害	25
(5) ライフラインの被害	32
(6) 交通機関の被害	37
(7) 地域産業の被害	43

第2章

災害対策本部

1 災害体制の推移と災害対策本部の設置	48
(1) 本市の災害体制	48
(2) 災害体制の推移	48
2 災害対策本部の組織と活動	50
(1) 災害対策本部の組織	50
(2) 災害対策本部の活動	51
3 市議会の対応	65
(1) 市議会の災害対応	65
(2) 災害対応中の議会運営等	65
4 応援要請・協力要請	68
(1) 政府への支援要望	68
(2) 関係機関への要請等	69
5 視察対応	70
(1) 内閣総理大臣	70
(2) 国務大臣等	71
6 平成30年7月豪雨に適用された措置の状況	74
(1) 災害救助法の適用	74
(2) 被災者生活再建支援法の適用	75
(3) 特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定	75
(4) 激甚災害及び財政援助などの適用措置の指定	76
7 災害対応予算の編成、国の財政措置等	77
(1) 災害対応予算の編成	77
(2) 国の財政措置等	79

第3章

避難の状況

1 気象情報と避難情報の発令	84
(1) 気象情報と避難情報の時間経過	84
(2) 避難勧告等の発令基準の特例運用	86
(3) 避難勧告等を早めに発令する可能性がある地域	87
2 避難所の開設	88
(1) 避難所の開設状況	88
(2) 帰宅困難者への対応	90
3 避難所における被災者支援	91
(1) 避難所の運営	91
(2) 避難所での健康管理, 心のケア, 衛生指導	92
(3) 炊き出し, 食料・生活必需品等の提供	94
(4) スポットクーラー等の設置	95
(5) 避難所への慰問	96
(6) 各種サービスの提供	97

第4章

救出・救護・ 保健活動

1 救出・捜索活動	100
(1) 市消防局及び消防団による活動	100
(2) 他機関による救出・捜索活動	106
2 医療・救護・保健衛生活動	110
(1) 医療・救護活動	110
(2) 保健衛生活動	113

第5章

被災者支援 活動

1 生活衛生に関する支援	120
(1) 断水地域への給水	120
(2) 消毒・防疫活動	134
(3) 愛玩動物の救護	136
(4) 災害廃棄物等の処理	137
2 被災家屋の調査・罹災証明書等の発行	142
(1) 罹災証明書等の迅速な発行に向けた取組	142
(2) 被災した宅地崖の相談, 現地調査	145
3 避難行動要支援者等への対応	146
(1) 避難行動要支援者, 在宅被保護者等の状況把握	146
(2) 在宅高齢者等の状況把握	146
4 一時的な住まいの確保	148
(1) 避難所からの円滑な移行	148
(2) 住宅の応急修理	149
(3) 公営住宅等の提供	150
(4) 応急仮設住宅の提供	151

5	本市への支援物資	154
(1)	支援物資の受入・配送	154
(2)	給油支援	155
6	その他の被災者支援	156
(1)	被災者支援窓口の設置	156
(2)	生活再建支援	158
(3)	被災児童・生徒への支援	165
(4)	応急復旧と今後の取組についての説明会	168
7	行幸啓	170
(1)	被災地のご視察	170
(2)	被災者・消防団員等へのご慰問	170

第6章

応急復旧対策

1	道路・河川	174
(1)	市道の応急復旧（崩土撤去等）	174
(2)	河川の応急復旧（埋塞土撤去等）	175
(3)	農林道等の応急復旧（崩土撤去）	175
(4)	幹線道路の応急復旧	176
(5)	孤立集落対策	177
(6)	自衛隊による応急復旧活動	179
(7)	緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による支援	180
2	港湾施設	182
(1)	漂流物の調査・回収	182
(2)	港湾施設管理の権限代行	182
3	上下水道施設	183
(1)	水道施設	183
(2)	工業用水道施設	183
(3)	下水道施設	184
4	交通機関の対策	185
(1)	渋滞・交通対策	185
5	事業者の復旧支援	192
(1)	グループ補助金、持続化補助金説明会	192
(2)	ふっこう周遊割説明会	193
(3)	各種融資制度の認定書等交付	194
(4)	被災施設の復旧助成	195
6	農業者・漁業者への支援	196
(1)	経営体育成支援事業	196
(2)	水産多面的機能発揮対策事業	197
(3)	各種融資制度の認定書交付	198

第7章

国・県・他団体 からの支援

1 被災地への人的応援制度	200
(1) 初動期・応急期・復旧期	200
(2) 復旧期（中期以降）・復興期	207
2 本市への応援職員の派遣	208
(1) 被災市区町村応援職員確保システムによる派遣	208
(2) 専門職種による人的・技術的支援	210
(3) 他自治体からの人的・技術的支援	216

第8章

広がる 支援の輪

1 くれ災害ボランティアセンター	218
(1) くれ災害ボランティアセンターの設置	218
2 各地域における「共助」事例	222
(1) 自治会・まちづくり協議会等による「共助」の取組	222
(2) 学生による給水支援活動	223
3 地域ボランティアとの連携	224
(1) 各地区における子育て支援	224
4 その他の支援	225
(1) 本市に寄せられた寄附金等	225
5 本市に寄せられた励ましのエール	228

第9章

復旧・復興 に向けて

1 復興に向けた体制への切替	230
(1) 呉市災害復興本部の設置	230
(2) プロジェクトチームの設置	232
(3) 呉市災害復興部長会議の開催	234
2 呉市復興計画	235
(1) 復興計画の策定	235
(2) 復興計画の概要	236
(3) 地区計画の策定	238
(4) 地区計画の概要	240
3 復旧・復興に向けた市民等との意見交換	242
(1) 各地区自治会連合会等との意見交換会	242
(2) 災害時における支援団体との意見交換会	244
(3) 地元企業等との懇談会	245
4 被災者の見守り・相談支援	246
(1) 地域支え合いセンターによる被災者支援	246
(2) 在宅被災者への対応、遺族支援等	248
5 災害復旧事業の進捗状況	250
6 交通基盤の復旧	253
(1) 幹線道路	253
(2) JR 呉線	254

7	観光客を呼び戻す取組	255
8	平成30年7月豪雨災害犠牲者追悼式	257
9	災害の記憶を未来へ～水害碑の設置～	259

資料編

参考資料

1	発災から1年間の主な出来事と災害への対応	262
2	時系列表	276
	(発災から市災害対策本部設置期間の主な災害対応)	
3	国による支援	278

災害記録誌における表記等について

災害記録誌の本文及び図表中における表記等は次のとおりである。

- 1 特段の記述がない限り、年表記のない年月日は「平成30年」を示している。
- 2 呉市の表記については、「市」あるいは「本市」と表記している。
- 3 部局名（〇〇部〇〇課）に特段の自治体名の記載がない組織名称は、本市の組織であり、その名称がその後の組織改正等で変更している場合であっても、当時の名称で表記している。
- 4 施設名称についても同様に、当時の名称で表記している。
- 5 本文及び図表中における氏名は敬称を省略している。また、役職等についても当時の役職名で表記している。
- 6 法人名における「株式会社」等の表記については、一部で（株）などの略称で表記している場合がある。
- 7 時間の表示は、24時間表示（0時から24時）で表記している。
- 8 災害記録誌は、本市の災害対策本部設置期間における対応を中心に記録するとともに、災害発生から概ね1年程度の期間の出来事を掲載している。なお、災害記録誌における記載内容量とその当時の業務量が比例するものではない。
- 9 図表中において、一部の正式名称を略称で表記している。
平成：H、令和：R、ファクシミリ：FAX